

会報

行政ほっかいどう '91.5



「元町風景（函館）」札幌支部（西区） 朝田廣三会員

目 次

<業務資料>

- 一公証人会からの連絡事項一
株式会社発起設立時の役員選任について… 2
- 租税特別措置法の一部改正する法律(抄)… 3
- 保管場所のない自動車の追放を目指して… 5

<お知らせ>

- 幹旋物価格…総務部… 6

- 年計報告を至急お出し下さい…総務部… 7
- 会費未納者は至急納入を…経理部… 8
- ごせい去… 8
- 本会の主要行事… 9
- 支部のうごき… 9
- 行政書士年収の推移… 10
- 編集後記… 11

北海道行政書士会

公証人会からの連絡事項

株式会社発起設立時の役員選任について

北海道公証人会（榊淵 理 会長）より本会
あてに、下記内容の「連絡事項」が参考資
料として寄せられました。株式会社設立の

業務遂行上極めて有益な資料ですので活用
していただきたいと存じます。

《 連 絡 事 項 》

平成3年4月22日

各 公証役場 御中
北海道公証人会会長 榊淵 理

今般札幌法務局に対し下記1の照会をした
ところ、平成3年4月22日同局民事行政部法
人部門首席登記官 千代谷幸義 氏から下記2
の趣旨の回答があったので連絡いたします。
なお、別添資料①（※（注））②を御参照下
さい。

記

1. 照 会
株式会社の発起設立の場合、原始定款に

おいて設立当初の取締役及び監査役を選任す
ることができるか。

2. 回 答

- (1) 積極的に解する。
(2) 当局は、発起設立の場合には当初の取締
役及び監査役が選任された原始定款に基づ
く登記申請を受理する。原始定款において
発起人以外の者を取締役、監査役に選任す
る場合、同申請書にその者の就任承諾書の
添付を要することはいうまでもない。
(3) 今次改正商法施行前は、当局において発
起設立案件が存在しなかったので、照会の
如き事例は皆無である。

以上

※（注）別添資料①については紙面の通合上掲載を割愛しました。なお同資料は『商事法務』誌No.1245「改
正商法施行に伴う、商業登記通達をめぐる実務的検討(3)」より抜粋したものです。（会報編集委員会）

例文 1

第 章 取締役、取締役会、代表取
締役及び監査役

（取締役及び監査役の員数）

第 条 当社の取締役は、 名以内とし、監査
役は 名以内とする。
（省 略）

第 章 附 則

第 条 当社の設立当初の役員は、次の者とする。
取締役
監査役

例文 2

第 章 役 員

（員 数）

第 条 当社の役員として

1. 取締役 名を置く。
2. 監査役 名を置く。

② ただし、設立当初の取締役は、
とし、監査役は、 とする。

※ 有限会社の場合と異り、定款を以って代表取
締役を定めることはできない。

租税特別措置法の一部を改正する法律（抄）

〔法律第16号〕 成立 1991年3月26日

施行 1991年4月1日

第84条を次のように改める。

（商法等の一部改正に伴う株式会社等の増資登記等の税率の軽減）

第84条 会社が平成3年4月1日から平成8年3月31日までの間に次の表の各号の上欄に掲げる登記を受ける場合には、これらの登記に係る登録免許税の当該各号の中欄に掲げる金額又は数量についての税率は、登録免許税法第9条の規定にかかわらず、当該各号の下欄に掲げる割合又は金額とする。

登 記 の 事 項	課 税 標 準	税 率
1 商法等の一部を改正する法律（平成2年法律第64号） 附則第5条第1項に規定する株式会社（同法の施行後に資本の金額が1000万円に達している当該株式会社を除く。以下この条において「特定株式会社」という。）の資本の増加の登記（第6号の登記に該当するものを除く。）	増加した資本の金額（資本の金額が1000万円に達するまでの部分）	1000分の3.5
	増加した資本の金額（資本の金額が1000万円を超える部分）	1000分の7
2 商法等の一部を改正する法律附則第18条第1項に規定する有限会社（同法の施行後に資本の金額が300万円に達している当該有限会社を除く。以下この条において「特定有限会社」という。）の資本の増加の登記（第7号の登記に該当するものを除く。）	増加した資本の金額（資本の金額が300万円に達するまでの部分）	1000分の3.5
	増加した資本の金額（資本の金額が300万円を超える部分）	1000分の7
3. 合併（合併により消滅した会社のうちに特定株式会社又は特定有限会社があるものに限る。）による株式会社の設立の登記	資本の金額（1000万円に達するまでの部分）	1000分の0.7（合併により消滅した会社の当該合併の直前における資本の金額（当該消滅した会社が合名会社又は合資会社である場合には、900万円）を超える資本の金額に対応する部分については、1000分の3.5）

***** 業 務 資 料 *****

	資本の金額（1000万円を超える部分）	1000分の1.5（合併により消滅した会社の当該合併の直前における資本の金額（当該消滅した会社が合名会社又は合資会社である場合には、900万円）を超える資本の金額に対応する部分については、1000分の7）
4. 合併（合併により消滅した会社のうちに特定株式会社又は特定有限会社があるものに限る。）による有限会社の設立の登記	資本の金額（300万円に達するまでの部分）	1000分の0.7（合併により消滅した会社の当該合併の直前における資本の金額を超える資本の金額に対応する部分については、1000分の3.5）
	資本の金額（300万円を超える部分）	1000分の1.5（合併により消滅した会社の当該合併の直前における資本の金額を超える資本の金額に対応する部分については、1000分の7）
5. 特定株式会社の組織変更による有限会社の設立の登記	資本の金額（300万円に達するまでの部分）	1000分の0.7（組織変更をした会社の当該組織変更の直前における資本の金額を超える資本の金額に対応する部分については、1000分の3.5）
	資本の金額（300万円を超える部分）	1000分の1.5（組織変更をした会社の当該組織変更の直前における資本の金額を超える資本の金額に対応する部分については、1000分の7）
6. 合併による特定株式会社の資本の増加の登記又は合併（合併により消滅した会社のうちに特定株式会社又は特定有限会社があるものに限る。）による株式会社の資本の増加の登記	増加した資本の金額（資本の金額が1000万円に達するまでの部分）	1000分の0.7（合併により消滅した会社の当該合併の直前における資本の金額（当該消滅した会社が合名会社又は合資会社である場合には、900万円）を超える資本の金額に対応する部分については、1000分の3.5）
	増加した資本の金額（資本の金額が1000万円を超える部分）	1000分の1.5（合併により消滅した会社の当該合併の直前における資本の金額（当該消滅した会社が合名会社又は合資会社である場合には、900万円）を超

		る資本の金額に対応する部分については、1000分の7)
7. 合併による特定有限会社の資本の増加の登記又は合併（合併により消滅した会社のうちに特定株式会社又は特定有限会社があるものに限る。）による有限会社の資本の増加の登記	増加した資本の金額（資本の金額が300万円に達するまでの部分）	1000分の0.7（合併により消滅した会社の当該合併の直前における資本の金額を超える資本の金額に対応する部分については、1000分の3.5）
	増加した資本の金額（資本の金額が300万円を超える部分）	1000分の1.5（合併により消滅した会社の当該合併の直前における資本の金額を超える資本の金額に対応する部分については、1000分の7）
8. 特定株式会社又は特定有限会社の組織変更による合名会社又は合資会社の設立の登記	申請件数	1件につき1000円
9. 特定株式会社又は特定有限会社の解散の登記	申請件数	1件につき1000円
10. 合併（第3号又は第6号に規定する合併に限る。）による合名会社又は合資会社の解散の登記	申請件数	1件につき1000円

保管場所のない自動車の追放を目指して

— 改正保管場所7月1日施行 —

近年の自動車保有台数や運転免許保有者数の飛躍的な増加に伴い、道路交通環境は厳しさを増し、3年連続して1万人を超えた交通死亡事故や慢性的な交通渋滞は、深刻な社会問題となっています。その要因の1つが、違法駐車です。違法駐車車両は、それ以外でも、緊急自動車の通行の障害となるなど国民生活に大きな害悪を及ぼしています。

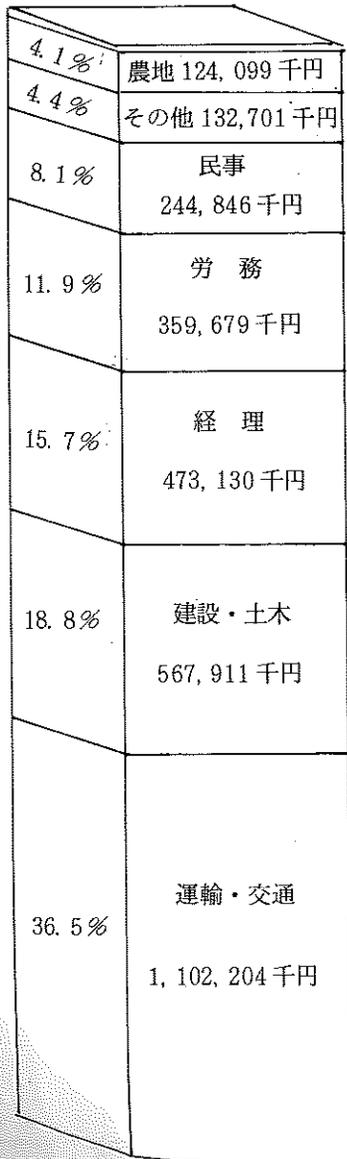
このような情勢に対処するため、昨年、道路交通法と保管場所法の改正が行われ、更に、これに関係する政令等も改正されました。改正道路交通法は、本年1月1日から既に施行されていますが、改正保管場所法は本年7月1日からの施行となります。

行政書士年収の推移 (北海道)

企 画 部

昭和 63 年

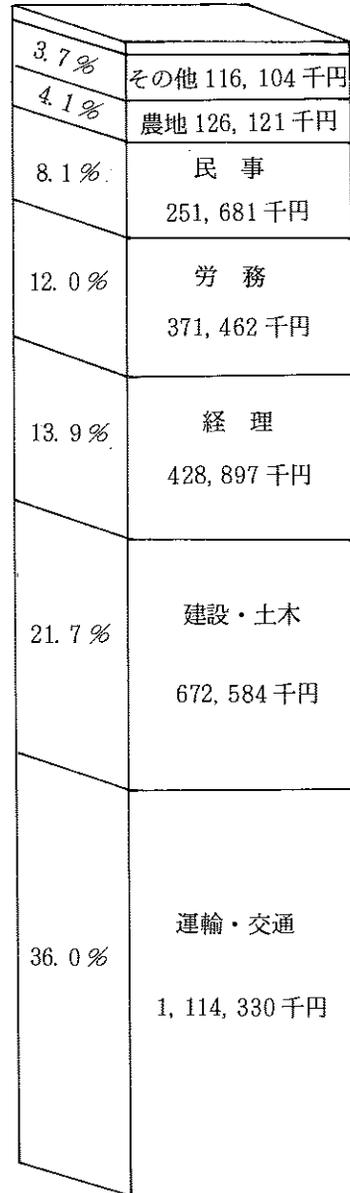
0.5% 風俗、衛生
13,631 千円



総額 3,018,201 千円

平成元年

0.5% 風俗、衛生
15,216 千円



総額 3,096,395 千円
(増収率 2.6%)

編集後記

▶無彩色の山並みが緑に変わり、野に咲く花が彩りを添える。5月。新緑の季節である。

▶北海道公証人会は平成3年4月22日付をもって、「株式会社の発起設立の場合、原始定款において取締役、監査役の選任ができるか」について、同ブロック内の公証役場宛に通報した。今回、その写しが同公証人会から本会宛に連絡事項として送られてきたので、業務資料として今号で紹介することにした。

▶「行政書士は人気の国家資格」「行政書士は法律実務の有望資格」—新聞や雑誌でこんなことばを目にすることが多くなった。行政書士といえば、地味な資格の代表のようなものだったが、最近はこの資格に対する関心が高まっているようだ。事実、行政書士試験の受験者数は年々増加の傾向にあり、受験者の幅も、学生、サラリーマン、OL、主婦など広い範囲にわたっている。これは、行政書士の地位向上に努めてきた我々の側の努力の結果、と思いたいが、時代がこの資格に光を当てたという面も強いだろう。

受験雑誌によると、行政書士試験は、受験者数が増えているだけでなく、受験者のレベルも高くなっているという。その結果、試験は難関化し、合格率は年々低下している。平成2年度の合格率は全国平均で11.1%、北海道では7.5%だった。「行政書士試験も結構難関な試験になってきた」といわれるのはこのためであろう。

とはいっても、「合格者の75%が1回の試験で合格し、70%が1か月から6か月の受験準備で合格している」という調査

結果もあるというから、「難関化してきたとはいえ、それでもまだ短期間で合格できる試験」というのが受験関係者の見方ようだ。

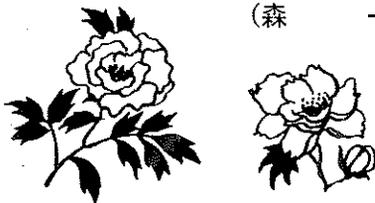
量から質への脱皮を目指す我が行政書士業界としては、行政書士試験制度の抜本改革に取り組み、質の高い会員を迎え入れる必要があるだろう。勿論、試験制度の改革だけでこと足りるというものではない。質の高い会員を迎え入れるためには、何といても、行政書士という資格を魅力のある資格にすることが第一である。そのためには、代理権の獲得や報酬規定の見直しなど、制度の発展充実に一層の努力を傾注しなければならない。

▶前号のこの欄で触れた借地借家法の続報一。

貸主の権利強化などを柱とする同法の改正案は、先の国会に提出されたが、与野党間に意見の隔たりがあり、結局、継続審議となった。だが、実務の一線にある我々としては、改正の方向を念頭において、借地借家事案に対応していかなければならないだろう。

▶事務局で「会報」を担当していた高田昭平次長が、3月18日、心筋梗塞で倒れ、札幌市内の病院に入院した。その後、札幌医大の付属病院に移り、現在も同病院で療養を続けている。編集会議の席に同次長の姿がないのは何とも寂しい。一日も早いご快癒を祈っている。

(森 一 雄)



全員加入で代理権の獲得を

平成3年度運動方針について

政治連盟の究極目標は、行政書士の権益擁護と社会的、経済的な地位の向上にあるので、本年度も日政連を軸として如何に対応していくかが課題となります。このためにも全行政書士の加入こそが理想であります。

われわれは、この理想に向かって呼びかけをし、日政連と日行連は、車の両輪となって、より多くの行政書士に理解と協力を求め、全員意識の高揚を図るとともに組織力の向上、そして行政書士業務領域の拡大、行政書士制度の充実を図るために強力に運動を展開することを目標に努力します。

- (1) 行政書士法一部改正（代理権の獲得）の早期達成及び道路運送車両法改正阻止について前年度に引続いて強力に運動を推進します。
- (2) 会員の増加を図るとともに、組織力の強化、そして活動の展開を推進するため会費納入の促進と賛助を得て、前年度に引続き健全財政の確保に努めます。

行政書士の皆さん、全員そろって政治連盟に是非加入しましょう。

会費納入についてのお願い

行政書士の皆さん是非政連会費の納入をお願い致します。

なお、いろいろな事情で政連に加入できないという方は、会費相当額を寄付金としてご送金くださるようお願い申し上げます。

平成3年度会費

3,000円

(納入されていない方に振替)
用紙を同封しました。

(振替用紙の氏名の下に行政書士会員番号を記入くださるようお願い致します。)

日本行政書士政治連盟北海道支部

振替口座 小樽 4-24241

'91.5 第184号 平成3年5月25日発行

発行人 日向寺 正 幸
編集人 坂 下 尊
発行所 北海道行政書士会
印刷所 谷川印刷株式会社
旭川市旭町1条4丁目

札幌市中央区北1条西7丁目(西向)タキモビル3階
TEL 代表(011) 221-1221・FAX(011) 281-4138
郵便番号 060
北海道拓殖銀行札幌南支店(普 570344)
取引銀行 北海道銀行本店(当 19116)
北洋銀行本店(普0742651)
札幌銀行本店(普 389444)
振替口座 小樽 3-8224番